様式第二号(第十三条関係)

(用紙A4)

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

会社名

代表者　氏　　名

平成　　年度事業報告書

第　期　自令和　　年　　月　　日
　　至令和　　年　　月　　日

標記の事業年度が終了したから、公共工事の前払金保証事業に関する法律第23条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要

2　保証契約等に関する事項

(前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に別表(1)及び(2)により記載すること。)

3　株主総会に関する事項

(株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の概要等について記載すること。)

4　取締役会に関する事項

(取締役会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。)

5　株主に関する事項

(別表(3)及び(4)により記載すること。)

6　経理の状況

(1)　比較貸借対照表

(別表(5)により記載すること。)

(2)　比較損益計算書

(別表(6)により記載すること。)

(3)　比較株主資本等変動計算書

(別表(7)により記載すること。)

(4)　比較注記表

(別表(8)により記載すること。)

(5)　附属明細表

(別表(9)から(21)までにより記載すること。)

備考

1　別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

2　別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。

3　比較貸借対照表に掲げる「有価証券」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合においては、別表(11)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

別表(1)

取扱営業所別保証契約等明細表

取扱営業所名	土木		建築		電気		管		その他		計	
	件数	保証金額(請負金額)	件数	保証金額(請負金額)	件数	保証金額(請負金額)	件数	保証金額(請負金額)	件数	保証金額(請負金額)	件数	保証金額(請負金額)
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
計												

備考

1　金融保証事業については、請負金額の記載を要しない。

2　前払金保証事業に付随する事業(契約保証予約)については、保証金額を契約保証予約金額とし、請負金額の記載を要しない。

別表(2)

被保証者別保証契約等明細表

被保証者名	件数	請負金額	保証金額
	件	千円	千円
計			

備考

1　「被保証者名」の欄は、前払金保証事業及び前払金保証事業に付随する事業(契約保証)にあつては、各省その他の国の機関別、各独立行政法人別、その他政府が出資している法人合計、各都道府県別、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)別、日本下水道事業団、市町村合計(特別区を含み、指定都市を除く。)並びにその他合計の別に区分し、金融保証事業にあつては、銀行その他の金融機関別の別に区分して記載すること。

2　法第13条の2第1項の規定による支払の定めがある保証契約がある場合においては、その件数、請負金額及び保証金額を当該欄にかつこ書で記載すること。

3　金融保証事業にあつては、「請負金額」の欄は省略し、「件数」及び「保証金額」の欄には1の被保証者の区分に応じ法第19条第1号から第3号までに掲げる事業別の内訳と合計を記載すること。

4　前払金保証事業に付随する事業(契約保証予約)にあつては、記載を要しない。

別表(3)

所有者別及び所有数別株式状況

	区　　分	政府及び公共団体	建設業者	金融機関	そ の 他	計
所有者別	株　主　数	人	人	人	人	人
	所有株式数　(イ)	株	株	株	株	株
	発行済株式総数に対する(イ)の割合	%	%	%	%	100.0%

	区　　分	100千株以上	50千株以上	10千株以上	5千株以上	1千株以上	500株以上	100株以上	100株未満	計
所有数別	株主数（ロ）	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	所有株式数(ハ)	株	株	株	株	株	株	株	株	株
	株主総数に対する(ロ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100.0%
	発行済株式総数に対する(ハ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100.0%

備考　当該事業年度末現在の株主について記載すること。

別表(4)

大　株　主　名　簿

氏　名　又　は　名　称	所有株式数	氏　名　又　は　名　称	所有株式数
	株		株
		計	

備考　当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。

別表(5)

比　較　貸　借　対　照　表

期日 / 種別 / 科目	第　期(令和　年　月　日)			第　期(令和　年　月　日)		
	金額		構成比	金額		構成比
資産の部						
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産						
現金及び預金	×××			×××		
受取手形	×××			×××		
未収保証料	×××			×××		
未収入金	×××			×××		
有価証券	×××			×××		
短期貸付金	×××			×××		
前払費用	×××			×××		
未収収益	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
流動資産合計		×××			×××	
Ⅱ 固定資産						
1 有形固定資産						
建物	×××			×××		
構築物	×××			×××		
車両運搬具	×××			×××		
じゆう器備品	×××			×××		
土地	×××			×××		
建設仮勘定	×××			×××		
その他	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
有形固定資産合計		×××			×××	
2 無形固定資産						

借地権	×××			×××		
のれん	×××			×××		
その他	×××			×××		
無形固定資産合計		×××			×××	
3 投資その他の資産						
投資有価証券	×××			×××		
関係会社株式	×××			×××		
借室保証金	×××			×××		
長期貸付金	×××			×××		
従業員長期貸付金	×××			×××		
関係会社長期貸付金	×××			×××		
繰延税金資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
投資その他の資産合計		×××			×××	
固定資産合計		×××			×××	
Ⅲ 繰延資産						
創立費	×××			×××		
開業費	×××			×××		
開発費	×××			×××		
株式交付費	×××			×××		
社債発行費	×××			×××		
繰延資産合計		×××			×××	
資産合計		×××			×××	
負債の部						
Ⅰ 流動負債						
支払備金	×××			×××		
責任準備金	×××			×××		
支払手形	×××			×××		
短期借入金	×××			×××		

未払金	×××			×××			
未払費用	×××			×××			
未払法人税等	×××			×××			
前受金	×××			×××			
預り金	×××			×××			
前受収益	×××			×××			
賞与引当金	×××			×××			
その他	×××			×××			
流動負債合計		×××			×××		
Ⅱ 固定負債							
社債	×××			×××			
長期借入金	×××			×××			
長期未払金	×××			×××			
繰延税金負債	×××			×××			
退職給付引当金	×××			×××			
負ののれん	×××			×××			
その他	×××			×××			
固定負債合計		×××			×××		
負債合計		×××			×××		
純資産の部							
Ⅰ 株主資本							
1 資本金		×××			×××		
2 新株式申込証拠金		×××			×××		
3 資本剰余金							
資本準備金	×××			×××			
その他資本剰余金	×××			×××			
資本剰余金合計		×××			×××		
4 利益剰余金							
利益準備金	×××			×××			
その他利益剰余金							

・・・・・準備金	×××			×××		
・・・・・積立金	×××			×××		
繰越利益剰余金	×××			×××		
利益剰余金合計		×××			×××	
5 自己株式		△×××			△×××	
6 自己株式申込証拠金		×××			×××	
株主資本合計		×××			×××	
Ⅱ 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××			×××	
2 繰延ヘッジ損益		×××			×××	
3 土地再評価差額金		×××			×××	
評価・換算差額等合計		×××			×××	
Ⅲ 新株予約権		×××			×××	
純資産合計		×××			×××	
負債純資産合計		×××			×××	

備考

1　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総数の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。

3　備考1は、負債の部の記載に準用する。

4　法第16条第3号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3(3))による支払備金で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3(3))によるものである旨の注記をすること。

別表(6)

比 較 損 益 計 算 書

科目 ＼ 期間 ／ 種別	第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
	金額		百分比	金額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 営業収益						
1 収入保証料	×××			×××		
2 支払備金戻入	×××			×××		
3 責任準備金戻入	×××			×××		
4 その他	×××	×××		×××	×××	
Ⅱ 営業費用						
1 保証債務弁済	×××			×××		
2 支払備金繰入	×××			×××		
3 責任準備金繰入	×××			×××		
4 事業経費						
役員報酬	×××			×××		
給料手当	×××			×××		
退職金	×××			×××		
福利厚生費	×××			×××		
事務費	×××			×××		
旅費通信費	×××			×××		
地代家賃	×××			×××		
協会費諸会費	×××			×××		
租税公課	×××			×××		
減価償却費	×××			×××		
その他	×××			×××		
事業経費合計	×××	×××		×××	×××	
営業利益(営業損失)		×××			×××	
Ⅲ 営業外収益						
1 受取利息	×××			×××		
2 有価証券利息	×××			×××		
3 受取配当金	×××			×××		
4 有価証券売却益	×××			×××		

5 雑収入	×××	×××		×××	×××	
Ⅳ 営業外費用						
1 支払利息及び割引料	×××			×××		
2 社債利息	×××			×××		
3 創立費償却	×××			×××		
4 開業費償却	×××			×××		
5 開発費償却	×××			×××		
6 株式交付費償却	×××			×××		
7 社債発行費償却	×××			×××		
8 有価証券売却損	×××			×××		
9 雑支出	×××	×××		×××	×××	
経常利益(経常損失)		×××			×××	
Ⅴ 特別利益						
1 前期損益修正益	×××			×××		
2 固定資産売却益	×××			×××		
3 その他	×××	×××		×××	×××	
Ⅵ 特別損失						
1 前期損益修正損	×××			×××		
2 固定資産売却損	×××			×××		
3 災害による損失	×××			×××		
4 その他	×××	×××		×××	×××	
税引前当期純利益(当期純損失)		×××			×××	
法人税、住民税及び事業税	×××			×××		
法人税等調整額	×××	×××		×××	×××	
当期純利益(当期純損失)		×××			×××	

備考

1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2 「百分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を100とした百分比を記載すること。

3 「営業収益」の「その他」に属する収益でその金額が「営業収益」の総額の10分の1を超えるものについては、当該収益を明示する科目をもつて記載すること。

4　備考2は、「事業経費」の「その他」に属する経費、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表(7)

比 較 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（第　　期　自令和　　年　　月　　日　至令和　　年　　月　　日）

	株主資本											評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
							・・・積立金	繰越利益剰余金								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当						×××		△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益								×××	×××		×××					×××
自己株式の処分										×××	×××					×××
・・・・・																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（第　　期　自令和　　年　　月　　日　至令和　　年　　月　　日）

	株主資本											評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
							・・・積立金	繰越利益剰余金								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当						×××		△×××	△×××		△×××					△×××

当期純利益								×××	×××		×××					×××
自己株式の処分										×××	×××					×××
・・・・・																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

備考

1　株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

3　評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

4　各合計欄の記載は省略することができる。

5　当期首残高については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)又は同項第64号に規定する誤謬(びゅう)の訂正(以下単に「誤謬(びゅう)の訂正」という。)をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

6　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。

7　新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(1)　新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続(資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加)として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2)　新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

8　株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

9　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1)　株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2)　株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

10　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2)　損益計書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示すること。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱うこと。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表(8)

比　較　注　記　表

	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
注1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 2　重要な会計方針 3　会計方法の変更 4　表示方法の変更 4―2　会計上の見積り 5　会計上の見積りの変更 6　誤謬（びゅう）の訂正 7　貸借対照表関係 8　損益計算書関係 9　株主資本等変動計算書関係 10　税効果会計 11　リースにより使用する固定資産 12　金融商品関係 13　賃貸等不動産関係 14　関連当事者との取引 15　一株当たり情報 16　重要な後発事象 17　連結配当規制適用の有無 17―2　収益認識関係 18　その他		

備考

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株　式　会　社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方法の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○

4―2　会計上の見積り	○	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×
15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
17―2　収益認識関係	○	×	×
18　その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

3　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

4　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載すること。

注1　事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表への反映の有無を記載すること。

注2　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

注3　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　遡及適用をした場合(④又は⑤に該当する場合を除く。)には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ　前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額

④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注4―2　次に掲げる事項を記載する。

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2)　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6　誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬（びゅう）の内容

②　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7　次に掲げる項目に区分して記載すること。

(1)　資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額

(2)　資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額

(3)　資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(4)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く。)の種類別に総額を記載すること。

(5)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(6)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債及び金銭債務

総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(7)　親会社株式の各表示区分別の金額

貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8　関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9　次に掲げる項目に区分して記載すること。

(1)　事業年度末日における会社が発行する株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(3)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(4)　事業年度中に行つた剰余金の配当

①　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

②　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額

配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

(5)　事業年度の末日後に行う剰余金の配当

事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

(6)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11　ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない固定資産について、定性的に記載すること。

注12　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

注13　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

注14　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

注15　次に掲げる項目に区分して記載すること。

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17　会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注17―2　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18　注1から注17―2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表(9)

銀　行　預　金　明　細　表

預金の種類 銀行名	定期預金	通知預金	当座預金	……	計	摘　要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

別表(10)

金　銭　信　託　明　細　表

信託会社名 金銭信託の種類	指定金銭信託	特定金銭信託	……	計	摘　要
	千円	千円	千円	千円	
計					

別表(11)

有　価　証　券　明　細　表

	銘　　柄	株　　式　　数	貸借対照表計上額
株式		株	千円
	計		
	銘　　柄	券　面　総　額	貸借対照表計上額
債券		千円	千円
	計		
	種類及び銘柄	投　資　口　数　等	貸借対照表計上額
その他			千円
	計		

備考

1　銘柄別による有価証券に関する記載は、省略することができること。ただし、この場合においては、記載を省略した株式については、事業の種類別に銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

2　流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区別し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。

3　公社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合においては、その旨を付記すること。

4　「その他」の欄には有価証券の種類に区別して記載すること。

別表(12)

信 託 有 価 証 券 明 細 表

信託会社名	銘柄	信託の種類	債権額又は株数	貸借対照表計上額	摘要
			千円・株	千円	
計					

備考　「銘柄」の欄は、別表(10)備考3の例により記載すること。

別表(13)

貸 付 金 明 細 表

借主の氏名又は借用証書の番号	金額	年利率	償還期限及び償還の方法	担保
	千円	%		
計				

備考　従業員に対する貸付金以外の貸付金を記載すること。

別表(14)

有形固定資産等明細表

資産の種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高	摘要
有形固定資産									
	計								—
無形固定資産									
	計								—

備考

1　有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及び繰延資産の「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

2　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」、及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。

3　「差引当期末残高」の欄には、当期末残高から減価償却累計額又は減価償却額を控除した残高を記載すること。

4　特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(かつこ書)として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。

5　合併、事業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少(建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替による減少を除く。)があつた場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

6　有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。

7　有形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の100分の5以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。

8　無形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における無形固定資産の総額の100分の5以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。

別表(15)

支　払　備　金　明　細　表

被保証者名 又は工事完成保証人名	保証契約者名	金　額	支払予定年月日	積立の事由	摘　要
		千円			
計					

備考

1　前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。

2　前払金保証事業にあつては、「積立の事由」の欄には、法第16条第1号から第3号までのいずれに該当するものであるかを記載すること。

3　前払金保証事業以外の事業にあつては、前払金保証事業の例により積み立てられた支払備金について、その明細を記載し、「積立の事由」の欄には、次のいずれに該当するものであるかを記載すること。

(1)　当該事業において支払うべき保証金その他の金額のうち、決算期までにその支払が終わらないもの

(2)　当該事業において支払うべき義務が生じたと認められる保証金その他の金額

(3)　当該事業において現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払つていないもの

別表(16)

責 任 準 備 金 明 細 表

算　　出　　方　　法		内　訳	金　額	
未経過保証料			(イ)	千円
収支残高			(ロ)	
(1)	収入保証料			
(2)	保証債務弁済	千円		
(3)	当該保証契約者からの収入金			
(4)	(2)－(3)			
(5)	(2)以外の支払金額			
(6)	当該契約にかかる支払備金			
(7)	事業費			
(8)	(1)－(4)－(5)－(6)－(7)			
繰入額((イ)、(ロ)のいずれか多い金額)				

備考

1　前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。

2　前払金保証事業にあつては、未経過保証料及び収支残高は、法第15条第1項第1号により算出した額及び同項第2号により算出した額を計上すること。この場合において、事業費には、別表(6)中事業経費の総額から租税公課及び減価償却費の合計額を控除した額のうち前払金保証事業に係るものを計上すること。

3　前払金保証事業以外の事業にあつては、前払金保証事業の例により計上された責任準備金について、その明細を記載すること。

別表(17)

保証料の払いもどし明細表

保証料払いもどしの基準	払いもどし金額	払いもどし口数	払いもどしを受けた保証契約者数
	千円	口	人

別表(18)

取締役及び監査役に支払った報酬

区　　分	人　　数	金　　額	摘　　要
常勤取締役	人	千円	
非常勤取締役			
常勤監査役			
非常勤監査役			
計			

備考

1　株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬の額をそれぞれ注記すること。

2　使用人兼務取締役について、取締役としての報酬とは別に、使用人としての報酬が支払われる場合においては、当該使用人としての報酬の額を注記すること。

3　役員賞与額及び役員退職慰労金の支給額は、「金額」の欄の報酬の額に含めて記載せず、「摘要」の欄に記載すること。

4　期末現在の取締役及び監査役の人数をそれぞれ注記すること。

5　監査等委員会設置会社にあつては、「取締役及び監査役」を「取締役」とすることとし、「常勤監査役」及び「非常勤監査役」の欄への記載を要しない。

6　指名委員会等設置会社にあつては、「及び監査役」を「及び執行役」と、「常勤監査役」を「常勤執行役」と、「非常勤監査役」を「非常勤執行役」とすること。

別表(19)

担保権設定明細表

担保権者	担保種類	担保目的物	担保順位	債務金額	担保権設定年月日	債務弁済期限	摘　　要
				千円			
計							

別表(20)

保 証 金 支 払 明 細 表

取扱営業所名	保証契約者名	保証契約等の内容						保証金支払の状況					発生原因	求償状況
		被保証者名	工事名	請負金額	保証金額	保証期間		請負契約解除年月日	既払額	工事出来高	支払金額	支払年月日		
						始期	終期							
				千円	千円				千円	千円	千円			
計														

備考

1　前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。

2　金融保証事業にあつては、「工事名」及び「請負金額」の欄は省略し、「請負契約解除年月日」の欄は「保証金支払請求年月日」と、「既払額」の欄は「貸付金に係る利息及び損害金の額」と、「工事出来高」の欄は「貸付金を返済した額及びその他貸付金減少額」とし、「保証契約者名」の欄に金融保証事業の種類をかつこ書で記載すること。

3　前払金保証事業に付随する事業にあつては、「既払額」及び「工事出来高」の欄は省略すること。

別表(21)

支払金支払明細表

取扱営業所名	請負者名	工事完成保証人名	保証契約の内容						支払金支払の状況								発生原因	求償状況
			発注者名	工事名	請負金額	保証金額	保証期間		完成請求月日	完成請求時の			工事完成保証人の請負者に対する工事完成時における求償債権金額	工事完成年月日	支払金額	支払年月日		
							始期	終期		請負者に対する既払額	工事出来高	保証相当額						
					千円	千円				千円	千円	千円	千円		千円			
計																		